

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

磐田市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務は、福祉避難所の設置及び管理運営並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援を含めた相談等を行うものとする。

### （福祉避難所の指定）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

所在地 磐田市  
名称

### （協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請できるものとする。この場合において、乙はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

### （要配慮者の受入等）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整えるものとする。

2 福祉避難所への受入を要請する要配慮者に関する連絡及び受入後の要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲と乙が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

3 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、乙は、可能な範囲で協力を行うものとする。

4 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

### （開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、要配慮者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の開設期間中は、施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

4 前項の当直者を乙が配置できない場合については、甲は適切な者を選定し、その職に

あたらせるものとする。

(必要な物資等の調達等)

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資等の調達に努めるものとする。

2 甲は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、生活相談員等の確保及び配置に努めるものとする。

3 乙は、第1項に定める物資等の調達及び前項に定める生活相談員等の確保について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設により知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、本人の同意がある場合及び本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は除く。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から 年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 磐田市国府台3番地1  
磐田市長

乙 住所  
商号又は名称  
代表者氏名